

事務連絡
平成23年9月3日

各 社会福祉法人代表者 殿

東京都福祉保健局指導監査部長
松浦 和利

税額控除対象となる社会福祉法人の証明書の発行に係る質疑について
(平成23年度税制改正関係)

日ごろから東京都の福祉保健行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、平成23年8月19日付23福保指指第581号により通知しておりますが、この度、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、質問が多かった質疑について、回答がありましたので、お知らせいたします。

記

【質問】

現物で寄付した場合においても、その評価額が3,000円以上であれば寄付者の要件を満たすものとしてカウントすることができるか。

【回答】

当該現物寄付が金銭換算できるものであって、認定要件を満たす場合は、寄付金の額として取扱いをして差し支えないものとする。

なお、当該要件により申請する場合は、申請時に確認できる資料 (取得時の時価が分かる資料、決算書等) を添付してください。

(問い合わせ)
福祉保健局指導監査部指導調整課
社会福祉法人係
TEL : 03-5320-4044(直通)
FAX : 03-5388-1416